別添

確定申告期に実施する税理士無料申告相談の委託業務仕様書

令和８年１１月

熊本国税局　個人課税課

仕　様　書

１　件名

確定申告期（前後を含む。）に実施する税理士無料申告相談の委託業務

２　委託業務の概要

熊本国税局（以下「当局」という。）管内の税務署が実施する「税理士による無料申告相談」会場に、税理士法第１８条に定める登録を受けた者（以下「税理士」という。）を派遣し、来場する納税者からの所得税及び復興特別所得税並びに個人事業者の消費税及び地方消費税の申告に関する相談に対して、申告書作成指導等を実施する。

なお、令和９年３月１６日以降は、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告に関する相談に対して、申告書作成指導等を実施する。

３　業務履行期間等

⑴　業務履行期間

別紙１「実施税務署及び従事人員等一覧表」の「業務委託期間」欄のとおりとする。

なお、具体的な従事日程等については、契約締結後、税理士無料申告相談を実施する税務署（以下「実施税務署」という。）と当該業務を受託する者（以下「受託者」という。）において協議する。

⑵　業務履行場所

実施税務署が確保する税理士無料申告相談会場（以下「会場」という。）とする。

なお、具体的な会場名については、契約締結後、速やかに実施税務署から受託者に提示する。

⑶　業務履行時間

会場の開催日ごとに、実施税務署と受託者で協議することとするが、原則として、午前９時から午後５時まで（うち、休憩時間は１時間）とする。

⑷　施策予定金額（消費税及び地方消費税を含む。）

税理士１人日当たり、２０，９０４円以内とする。

⑸　実施規模（予定数量）

実施規模は、別紙１のとおりとするが、飽くまで予定であることから、変更があった場合は、別途実施税務署と受託者で協議する。

４　業務内容等

⑴　事前協議の実施

受託者は、契約締結後、実施税務署と当該業務の実施に当たっての具体的な協議及び打合せを行う。

⑵　具体的な業務内容

インターネット環境が整った会場を実施税務署が確保している場合においては、ｅ－Ｔａｘによる本人送信の指導を行い、翌年以降の自宅等からのｅ－Ｔａｘを利用した申告を更に推進するため、ｅ－Ｔａｘの概要、メリット等の説明等について周知を行う。

なお、社会保障・税番号制度導入に係る個人番号の取扱いについては、当局と受託者において別途協議する。

イ　令和９年３月１５日までの期間

所得税及び復興特別所得税の確定申告書（添付書類等を含む。）、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書（付表等を含む。）及び各種届出書等（更正の請求書及び修正申告書を含む。）の作成指導、申告相談等について、会場の面積、構造等を踏まえ、実施税務署と協議の上、可能な限り着座により行う。

ロ　令和９年３月１６日以降の期間

個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書（付表等を含む。）及び各種届出書等（更正の請求書及び修正申告書を含む。）の作成指導、申告相談等について、会場の面積、構造等を踏まえ、実施税務署と協議の上、可能な限り着座により行う。

⑶　実施結果の報告

当該業務に従事する税理士（以下「従事税理士」という。）は、１日の業務終了後、別紙２「令和８年分税理士無料申告相談実施結果報告書」（以下「報告書」という。）を作成の上、実施税務署の所得税等担当統括官（以下「担当係官」という。）の履行確認を受けるとともに、履行確認を受けた報告書の原本を担当係官に提出し、写しを受託者へ提出する。

なお、報告書の「税理士名等」欄の氏名は、必ず従事税理士が手書きで記載する。

また、３⑶の業務履行時間を体調不良等により短縮した場合は、報告書の「特記事項」欄にその旨記載する。

おって、従事税理士が複数名いる場合は、代表者が一枚の報告書に取りまとめの上、提出しても差し支えない。

⑷　請求

受託者は、従事税理士から提出された報告書を取りまとめの上、各月分の請求書を作成し、翌月２０日までに報告書を添付した請求書を当局担当者宛提出する。

ただし、令和９年３月分については、令和９年４月９日（金）までに当局担当者宛提出する。

なお、３⑶の業務時間を短縮した場合は、契約単価を従事時間（休憩時間を除く。）で按分した金額で請求を行う。

５　対象者

税理士及び税理士法人が関与していない者で、次に掲げる者とする。

なお、対象者以外の者が来場した場合の対応については、実施税務署と事前に協議する。

⑴　令和９年３月１５日までの期間

イ　事業所得、不動産所得又は雑所得（年金受給者を除く。）を有し、前年分の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が３００万円以下の者（譲渡所得のある者を除く。）

ロ　イのうち、基準期間の課税売上高が３，０００万円以下の消費税課税事業者

ハ　イ又はロに準ずる者、給与所得者、年金受給者及び住宅借入金等特別控除適用者のうち、譲渡所得がない者

⑵　令和９年３月１６日以降の期間

⑴イのうち、基準期間の課税売上高が３，０００万円以下の消費税課税事業者

６　従事税理士名簿の提出等

受託者は、従事税理士について、別紙３「令和８年分税理士無料申告相談従事者名簿」を作成し、原則として業務開始日の３週間前までに実施税務署の担当係官に提出する。

なお、従事税理士の追加又は変更があった場合は、その都度当該書類を実施税務署の担当係官に提出する。

７　第三者への委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ当局に承認を得た場合は、この限りではない。

８　情報の安全管理・保護等

⑴　受託者は、本契約に基づく業務により知り得た当局、実施税務署及び納税者等に関するいかなる情報も本業務以外に使用してはならない。

なお、当該業務終了後においても同様とする。

⑵　受託者は、本契約に基づく業務により知り得た全ての情報について、厳格に管理する責任を負い、第三者に漏えいしてはならない。

⑶　会場の設置に当たっては、納税者の特定個人情報等が他の納税者等の目に触れることのないよう、実施税務署において、受託者と協議の上、適切なレイアウトを構築する。

⑷　受託者及び従事税理士（以下、併せて「従事税理士等」という。）は、番号法及び個人情報保護法の趣旨を踏まえ、相談時等において特定個人情報が他の納税者等の目に触れることのないよう配意する。

⑸　従事税理士等は、実施税務署に申告書等を引き渡すまでの間、会場内において、盗難等による特定個人情報等の漏えいを防止するために当該申告書等を適切に管理する。

なお、具体的な管理方法は実施税務署と受託者で協議の上決定する。

⑹　従事税理士等は、申告書等を実施税務署へ引き渡すに当たっては、移送中の散逸等による漏えいを防止するための措置を講ずる。

なお、具体的な移送方法は実施税務署と受託者で協議の上、決定する。

９　当局担当者

所在地	：	熊本市西区春日２丁目１０番１号　熊本地方合同庁舎Ｂ棟
電　話	：	０９６－３５４－６１７１（内線：６１３１）
担当者	：	熊本国税局　課税部　個人課税課 監理第一係　豊田

10　その他の留意事項

⑴ 受託者は、本業務を履行するに当たり、善良な管理者の注意義務をもって誠実にこれを行う。

⑵　受託者は、本業務を履行するに当たり、税理士法、番号法、個人情報保護法等に関係する一切の法令、命令等を遵守しなければならない。

⑶　法令等の改正及び社会情勢の変動等により委託業務の内容に変更が生じた場合には、受託者及び当局担当者で協議の上、仕様変更できるものとする。

⑷　仕様書の記載事項に変更が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度当局担当者と協議する。

⑸　この仕様書に定めのある事項について違反した場合には、当局から契約を解除できるものとする。

⑹　この仕様書に定めのある事項について違反した場合には、別途契約書に定める規定に従い、損害を賠償する責めを負う。

⑺　受託者は、従事税理士に係る業務履行場所までの通勤災害等及び業務従事中に起きた事故等で、当局の責めに帰さないものについては、受託者自らが責任を負う。

別紙１

実施税務署及び従事人員等一覧表

署名	税務署の所在地	電話番号	業務委託期間 （令和９年）	従事人員 （人日）
熊　本　西	熊本市西区春日２丁目１０番１号 熊本地方合同庁舎Ｂ棟	096-355-1181	1月26日　～　3月31日	175
熊　本　東	熊本市東区東町３丁目２番５３号	096-369-5566	2月8日　～　3月31日	128
八　　代	八代市花園町１６番地２	0965-32-3141	2月1日　～　3月5日	149
人　　吉	人吉市寺町２０番地１	0966-23-2311	2月16日　～　3月9日	15
玉　　名	玉名市岩崎２７３番地　玉名合同庁舎	0968-72-2125	3月16日　～　3月31日	12
山　　鹿	山鹿市山鹿９７０番地 山鹿合同庁舎	0968-44-2181	2月16日　～　2月26日	8
菊　　池	菊池市隈府８７４番地１	0968-25-2121	2月16日　～　2月26日	16
宇　　土	宇土市北段原町１５番地 宇土合同庁舎	0964-22-0410	2月1日　～　3月5日	104
阿　　蘇	阿蘇市一の宮町宮地１９４４番地	0967-22-0551	2月17日　～　2月26日	7
大　　分	大分市中島西１丁目１番３２号	097-532-4171	2月10日　～　3月31日	62
別　　府	別府市光町２２番２５号	0977-23-2111	2月3日　～　2月26日	26
中　　津	中津市大字中殿５５０番地２０ 中津合同庁舎	0979-22-3111	2月16日　～　2月26日	16
日　　田	日田市田島２丁目７番１号	0973-23-2136	2月16日　～　2月26日	8
佐　　伯	佐伯市中村西町３番１５号	0972-22-0910	2月16日　～　3月15日	12
臼　　杵	臼杵市大字臼杵２の１０７番６３７	0972-63-8522	2月16日　～　2月22日	7
宇　　佐	宇佐市大字上田１０５５番地１ 宇佐合同庁舎	0978-32-0360	2月16日　～　2月26日	16
宮　　崎	宮崎市広島１丁目１０番１号	0985-29-2151	2月9日　～　2月15日	12
合　　計				773

別紙２

本資料は、請求金額の基礎となる資料であるため、「税理士名」欄は、必ず従事税理士が手書きで記載していただくようお願いします。

令和８年分税理士無料申告相談実施結果報告書

実施会場				
実施日時	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分～　　時　　分			
相談件数	件　（うち、消費税　　件）			
税理士名 **（自書記載）**			税理士名 **（自書記載）**	
特記事項				
税　務　署 整　理　欄	確認年月日	統括官等	担　当　者	摘　　要
	．　．			

別紙３

令和８年分税理士無料申告相談従事者名簿

実施税務署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受 託 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連　絡　先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

従事日	会場名	税理士名	摘要